「くらしの消費生活情報」

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルをはじめ、心当たりのない請求、借金問題等に関する相談を受け付けています。

「パソコンの操作方法を調べるため、ネット上で専門家に相談できる有料サイトにお試し登録し、決済手段としてクレジットカード番号を入力した。代金は５００円だった。それ以降、クレジットカードから毎月約５千円が引き落とされていることに数カ月後に気付いた。解約したい。」

・サブスクリプション（以下「サブスク」）は、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるものです。

・サブスクは、お試しを申し込む際にクレジットカードの登録が必要で、お試し期間内に解約しなければ自動的に定額サービスに移行し、支払いが続きます。申し込む前にホームページなどで利用規約や解決方法をよく確認しましょう。

・利用していないサブスクの請求にすぐ気付けるように、クレジットカード等の明細を毎月確認しましょう。

・不審に思ったり困ったりしたときは、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

■消費者ホットライン

ＴＥＬ(局番なし)１８８　※お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。なお、日曜、祝日の１０：００～１６：００は国民生活センターの相談窓口につながります。

■問／県民生活相談センター

月～金曜日　８：３０～１７：００

土曜日　９:００～１７：００（電話相談のみ）

ＴＥＬ　０５８－２７７－１００３

　ＦＡＸ　０５８－２７７－１００５

※Ｗｅｂ検索＝岐阜県消費者の窓